



税理士 山本 善通 氏

Question 免税事業者(インボイス)

当組合は、共同購買事業を主事業に行っている課税事業者ですが、令和5年10月以降に組合員の免税事業者より資産を購入する場合、税抜経理をしている場合の留意点について教えて下さい。

Answer

【概要】

【インボイス制度導入前の経理処理について】

税抜経理方式による場合、インボイス制度導入前は、課税仕入れに係る仮払消費税等の額として計上する金額、対価として11,000円を支払った場合の仕訳は、次のようになります。

(借方) 資	産	10,000円	(貸方) 現	金	11,000円
	仮払消費税等	1,000円			

【インボイス制度導入後の経理処理について】

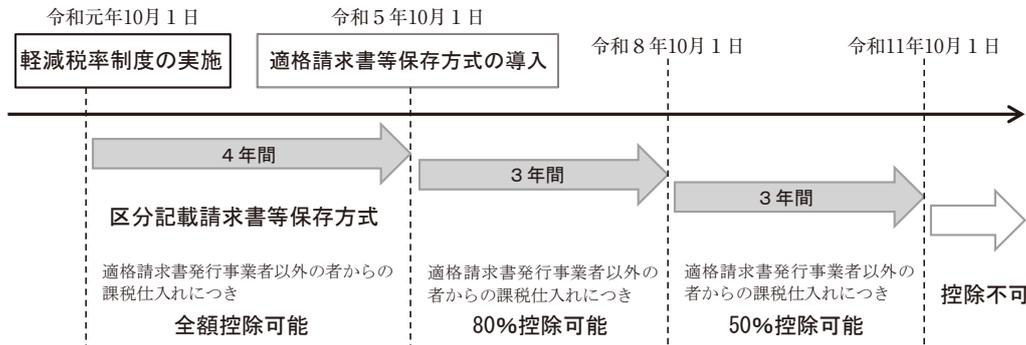
しかしながら、インボイス制度導入後は、課税仕入れであっても適格請求書又は適格簡易請求書の保存がないものは原則として仕入税額控除の適用を受けることができないため、課税仕入れに係る消費税額はならないこととなります。この点、法人税では、仕入税額控除の適用を受ける課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額が仮払消費税等の額とされていますので、税務上は仮払消費税等の額がないこととなります(法令139の4⑤⑥、法規28②)。

このため、令和3年2月、消費税経理通達が改正され、仮に法人が適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについてインボイス制度導入前のように仮払消費税等の額として経理した金額があっても、税務上は当該仮払消費税等の額として経理した金額を取引の対価の額に算入して法人税の所得金額の計算を行うことが明らかにされました。

【経過措置について】

インボイス制度導入後6年間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額とみなす経過措置が設けられています。

具体的には下図の通りに適用されます。



【80%控除可能の場合の経理処理の具体例について】

80%控除可能期間内において、消耗品・10,000円(税抜)を購入した場合、下記の経理処理となります。

	経過措置(80%控除可)期間内(2023年10月1日～2026年9月30日)
支払時	(借) 消耗品費 10,000円 / (貸) 現 金 11,000円 (借) 仮払消費税等 1,000円 /
決算時	(借) 雑 損 失 200円 / (貸) 仮払消費税等 200円